

平成27年4月1日～
平成28年3月31日の間に
太陽光発電等を設置された方向け

平成27年度 石巻市太陽光発電等普及促進事業 補助金の申請の手続き (平成28年度申請用)

- ①太陽光発電システム
- ②定置用リチウムイオン蓄電池
- ③エネルギー管理システム(HEMS)

【受付・問い合わせ先】

石巻市生活環境部環境課環境保全グループ
〒986-8501
石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎3階
電話：0225-95-1111 内線3367・3368・3369
ファクシミリ番号：0225-22-6120
E-mail：isenv@city.ishinomaki.lg.jp
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp>

【受付・問い合わせ時間】

午前：8時30分～12時00分
午後：12時45分～17時00分
※土曜・日曜・祝日については、閉庁日のため受付及び問い合わせ不可です。

平成28年4月

石巻市生活環境部環境課

石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付制度の概要

(1) 目的

この制度は、自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の皆様の環境に対する意識の高揚を図ることを目的として行うもので、太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、エネルギー管理システム（HEMS）を設置した方に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

◎太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS設置後、それぞれ単独でも、2つまたは3つ同時でも申請できます。また、太陽光を設置し申請済の方が、蓄電システムまたはHEMSを申請することができます。

(2) 太陽光発電システム

ア 補助対象者（次に掲げる全ての条件を満たす方）

- ・石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く法人（個人事業主を含む）のいずれかであること
- ・全ての市税に滞納がないこと
- ・平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に電力会社と電力受給契約を締結していること

イ 補助対象となる太陽光発電システム（石巻市内において自らの住居又は、店舗、事業所等へ設置され、次に掲げる全ての要件を満たすもの）

- ・太陽電池による発電装置であり、住宅、店舗、事業所等（賃貸共同住宅及び分譲共同住宅を除く。）の屋根等への設置が適しているもの
- ・系統連系電圧は低圧で、配線方法は余剰配線としているもの
- ・未使用品であるもの

ウ 補助金の交付額

個 人 の 場 合	設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の最大出力に1kW当たり20,000円を乗じて得た金額（上限：80,000円、千円未満切捨て）
事業者 の 場 合	設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の最大出力に1kW当たり20,000円を乗じて得た金額（上限：200,000円、千円未満切捨て）

エ 申請書受付期間

平成28年5月2日から平成29年3月31日まで

オ 申請に必要な書類

申請にあたっては、次の書類を準備してください。

●石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

申請者の印鑑及び捺印を押印願います。

- 振込先の金融機関名、支店名、預金区分、口座番号、口座名義人を確認できる通帳等の写し

振込先の金融機関の口座は、申請者名義のものに限ります。

- 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）

2部作成し、市役所市民税課・各支所・各総合支所市民生活課の窓口で証明を受けてください。（1部が証明書として交付されます。）

事情により代理人の方が証明書を入手する場合は、本人からの委任状が必要となります。

申請日前3か月以内に取得したものを提出願います。

- 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書（様式第3号）
設置施工業者の印鑑及び捺印を押印願います（工事請負又は住宅売買契約業者を含む）。

- 対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

- 設置費に係る領収書の写し

申請者が太陽光発電システムの設置に係る費用を支払っていることとその額が分かる領収書の写しです。ローン契約を締結して購入した場合は、その契約書の写しになります。

- 対象システムを構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し（出力対比表等）

- 対象システムの設置状態を示す写真又は対象システムの配置図

対象システムの設置状態を示す写真はカラー写真で、設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるものに限ります。太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる写真が撮れない場合に限り、対象システムの配置図を添付してください。

- 電力会社が発行した太陽光受給契約確認書の写し

- 対象システムを設置した建物の所有者の承諾書

（個人の場合で、建物の名義が申請者以外の場合のみ必要）

太陽光発電システムを設置した住宅の維持管理は申請者が行っていても、その住宅の所有権は申請者の親等が保有している場合は、この承諾書の提出が必要となります。

(3) 定置用リチウムイオン蓄電池（蓄電システム）

ア 補助対象者（次に掲げる全ての条件を満たす方）

- ・石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く法人（個人事業主を含む）のいずれかであること
- ・全ての市税に滞納がないこと
- ・平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）から経済産業省の「定置用リチウムイオン蓄電池導入補助金」（以下「蓄電池導入事業補助金」という。）の交付決定を受けた方（ただし、

S i i の補助事業の申込みが停止されたことにより、交付決定を受けることができない方についても補助の対象になります。)

イ 補助対象となる蓄電システム（石巻市内において自らの住居又は、店舗、事業所等として使用され、次に掲げる全ての要件を満たすもの）

- ・経済産業省の「蓄電池導入事業補助金」の補助要件を満たすものとして一般社団法人環境共創イニシアチブ（S i i）により指定された製品、または、これに準じた性能を持つものとして市長が認めた製品。
- ・未使用品であるもの

ウ 補助金の交付額

個人の場合	設置した蓄電システムにおける容量に 1 kWh 当たり 20,000 円を乗じて得た金額（上限：80,000 円、千円未満切捨て）
事業者の場合	設置した蓄電システムにおける容量に 1 kWh 当たり 20,000 円を乗じて得た金額（上限：200,000 円、千円未満切捨て）

エ 申請書受付期間

平成 28 年 5 月 2 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

オ 申請に必要な書類

申請にあたっては、次の書類を準備してください。（太陽光と併せて申請する場合は、◎印の書類の提出は一部で結構です。）

- ◎石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ◎振込先の金融機関名、支店名、預金区分、口座番号、口座名義人を確認できる通帳等の写し
- ◎石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）
- ◎石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書（様式第3号）
設置施工業者の印鑑及び捺印を押印願います（工事請負又は住宅売買契約業者を含む）。

- 対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

太陽光と併せて申請し、太陽光と同一の契約書等の場合は提出不要です。

- 設置費に係る領収書の写し

申請者が蓄電システムの設置に係る費用を支払っていることとその額が分かる領収書の写しです。ローン契約を締結して購入した場合は、その契約書の写しになります。

- 対象システムを構成する機器の型式、容量等が確認できる書類の写し

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S i i）の発行した定置用リチウムイオン蓄電池促進対策事業費補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し。（補助申込停止により、この書類がない場合は設置状態のわかるカラ一写真。）

○対象システムを設置した建物の所有者の承諾書
(個人の場合で、建物の名義が申請者以外の場合)

(4) エネルギー管理システム（HEMS）

ア 補助対象者（次に掲げる全ての条件を満たす方）

- ・石巻市内に住所を有する個人または、事務所等を置く個人事業主のいずれかであること
- ・全ての市税に滞納がないこと
- ・平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）から経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）」（以下「HEMS導入事業補助金」という。）の交付決定を受けた方（ただし、Siiの補助事業の申込みが停止されたことにより、交付決定を受けることができない方についても補助の対象になります。）

- イ 補助対象となるHEMSシステム（石巻市内において自らの住居又は、店舗、事業所等として使用され、次に掲げる要件を満たすもの）
- ・経済産業省のHEMS導入事業補助金の補助要件を満たすものとして一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）により指定された製品、または、これに準じた性能を持つものとして市長が認めた製品。
 - ・未使用品であるもの

※HEMS以外のBEMSシステム等は対象外です。

ウ 補助金の交付額

2万円を上限とし、HEMSの設置費用（領収書額）（消費税及び地方消費税抜き）からSiiからの補助交付額を差し引いた金額とします。（1,000円未満切捨て）

エ 申請書受付期間

平成28年5月2日から平成29年3月31日まで

オ 申請に必要な書類

申請にあたっては、次の書類を準備してください。（太陽光、蓄電池と併せて申請する場合は、◎印の書類の提出は一部で結構です。）

- ◎石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ◎振込先の金融機関名、支店名、預金区分、口座番号、口座名義人を確認できる通帳等の写し
- ◎石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）
- ◎石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書（様式第3号）
設置施工業者の印鑑及び捺印を押印願います（工事請負又は住宅売買契約業者を含む）。
太陽光、蓄電池と併せて申請する場合は、1部のみ提出して下さい。（様

式第1号の申請書ごと必要となります。)

- 対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

太陽光、蓄電池のいずれかと併せて申請し、同一の契約書の場合は提出不要です。

- 設置費に係る領収書の写し

申請者がエネルギー管理システム（HEMS）にの設置に係る費用を支払っていることとその額が分かる領収書の写しです。ローン契約を締結して購入した場合は、その契約書の写しになります。

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）の発行したエネルギー管理システム導入促進事業費補助金（HEMS導入事業）補助金交付決定通知書兼補金の額の確定通知助書の写し。（Siiの補助申込停止により、この書類がない場合は設置状態のわかるカラー写真。）

- 対象システムを設置した建物の所有者の承諾書

（個人の場合で、建物の名義が申請者以外の場合のみ必要）

（5）共通の注意事項

ア 個人の場合

- ・ 「市内に住所を有する」とは、申請時に市内に住所登録をしていることをいいます。
- ・ 「全ての市税に滞納がないこと」とは、申請時に市県民税・固定資産税・軽自動車税の未納がないことをいいます。
国民健康保険税は、該当する税目に含みません。

※市外から石巻市に平成28年1月2日以降に転入した方のうち、申請時に石巻市において市県民税・固定資産税・軽自動車税の課税履歴がない方は、前居住地の納税証明書（滞納がないことの証明）または非課税証明書を提出願います。

- ・ 「自らの住居」とは、申請者が自ら所有し居住している住宅をいいますが、住宅の所有権は申請者の親等が保有していても実際の維持管理は申請者が行っている場合も含むこととします。後者の場合は、「対象システムを設置した建物の所有者の承諾書」の提出が必要となります。
- ・ 太陽光発電等システムは、申請者自らの名義で購入したものに限ります。この場合において、ローン契約を締結して購入しているものも含むこととします。

イ 事業者の場合

- ・ 「石巻市内に事業所等を置く」とは、申請時に市内に事業所を有していることをいいます。
- ・ 店舗、事業所と住宅を兼用している場合は、個人の住宅用での申請となります。
- ・ 「全ての市税に滞納がないこと」とは、申請時に法人市民税（法人でない場

合は、申請者の市県民税とします)・固定資産税・軽自動車税の未納がないことをいいます。

- 太陽光発電等システムは、申請者自らの名義で購入したものとします。この場合において、ローン契約を締結して購入しているものも含むこととします。

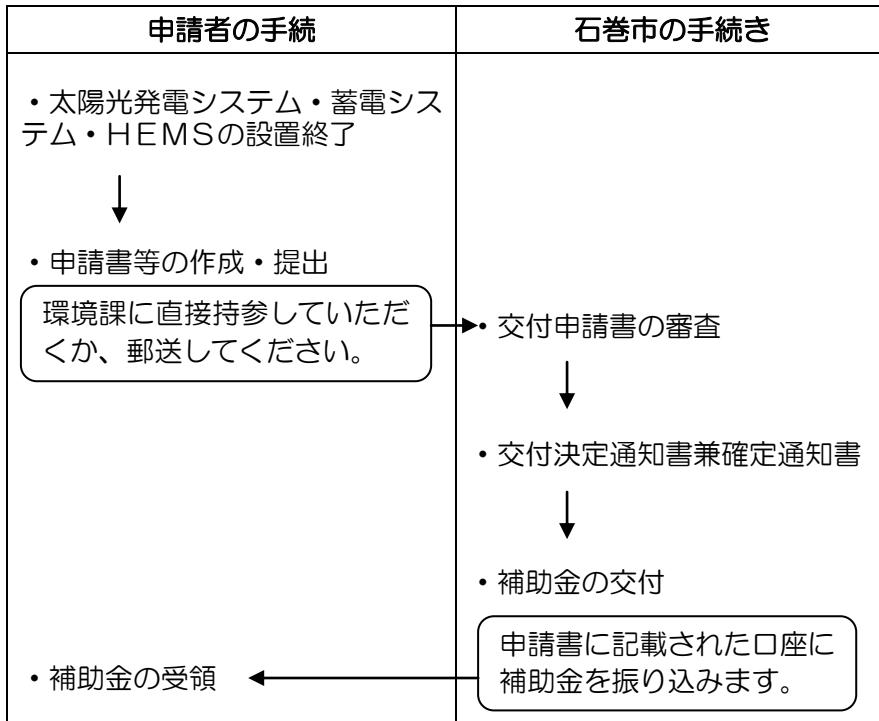
ウ システム関係

- 補助金の交付は同一建物に設置する各システムにつき1台かつ1回限りです。(増設は対象外です。)
- 太陽電池モジュール・パワーコンディショナ、蓄電システム、HEMS機器は未使用品に限ります。
- 無償(サービス)で提供されたシステムは補助対象外です。

(6) 申請の流れ

ア 申請の手続の流れ

申請の手続の流れは次のようになります。



イ 申請書の提出

申請書及び添付書類は、市役所3階の環境課に持参していただくか、又は郵送(書留などの配達記録が残る方法)により提出してください。(提出先の住所は、表紙の受付・問い合わせ先に記載しているとおりです。)

ウ 申請書の審査

市では提出していただいた申請書を審査します。申請書の内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合には、申請者に電話等により内容の確認や不足書類の提出をお願いする場合がありますので、御了承願います。

エ 交付決定通知書の送付

補助金の交付については、交付決定通知書兼確定通知書により通知します。

交付を決定した場合は、補助金の振込み予定年月日を記載した交付決定通知書兼確定通知書を送付します。

才 補助金の交付・受領

申請者から指定された金融機関の口座に補助金を振り込みます。

なお、申請額が予算の総額を超えた場合は、受付を終了しますのであらかじめ御了承願います。

☆申請に必要な書類 チェック表

以下の書類がそれぞれの申請で整った状態で提出された場合に受理します。

◎印については、併せて申請する場合、書類の重複提出は不要です。

NO	チェック	準備いただく書類	太陽光	蓄電池	HEMS	提出部数等
1	<input type="checkbox"/>	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	●	◎	◎	原本1部
2	<input type="checkbox"/>	振込先の金融機関名、支店、預金区分別、口座番号がわかる通帳の写し	●	◎	◎	写し1部
3	<input type="checkbox"/>	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）	●	◎	◎	提出は原本1部。2部作成し、市民税課、各支所等で証明を受けた後の1部を提出して下さい。 <u>追加申請時において前回申請時と同じ納期内の場合提出不要です。</u>
4	<input type="checkbox"/>	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書（様式第3号）	●	◎	◎	原本1部。設置施工業者等が作成、押印したものを作成して下さい。
5	<input type="checkbox"/>	対象システムの費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書	●	●	●	写し1部。併せて申請し、同一の契約である場合、書類の重複提出は不要です。 <u>単独で申請する場合は必要となります。</u>
6	<input type="checkbox"/>	設置費に係る領収書	●	●	●	写し1部
7	<input type="checkbox"/>	対象システムを構成する機器の型式、出力等が確認できる書類	●	●	●	写し1部
8	<input type="checkbox"/>	対象システムの設置状態（設置された太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの）を示すカラー写真又は対象システムの配置図（写真により太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合に限る。）	●	—	—	1部
9	<input type="checkbox"/>	太陽光受給契約確認書	●	—	—	写し1部。電力会社が発行したもの
10	<input type="checkbox"/>	定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書または設置状態のわかるカラー写真	—	●	—	環境共創イニシアチブが発行したものの写し1部（Siiの補助申込み停止によりこの書類が発行されない場合はカラー写真添付のこと。）
11	<input type="checkbox"/>	住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書または設置状態のわかるカラー写真	—	—	●	環境共創イニシアチブが発行したものの写し1部。（Siiの補助申込み停止によりこの書類が発行されない場合はカラー写真添付のこと。）

・個人の場合で、建物の名義が申請者以外の場合、「対象システムを設置した建物の所有者の承諾書」が上記の他に必要となります。